

廃棄物処理施設の整備について

1 西部クリーンセンター新工場の建設計画について

(1) 実施計画の概要（現在策定中、今年度末に確定）

稼働年月：平成24年4月（予定）

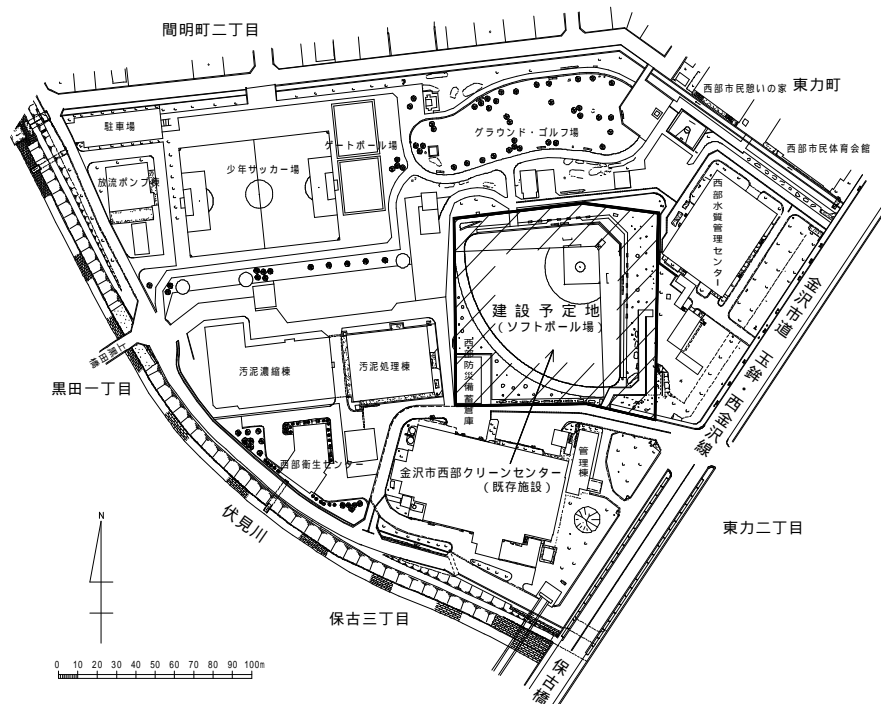
建設場所：既存西部クリーンセンター隣接地（ソフトボール場 約1.0ha）

処理能力：340トン/日（170トン/日・炉×2炉）

処理方式：ストーカ方式

焼却対象：一般可燃ごみ、西部水質管理センターからの下水汚泥

余熱利用：ごみ発電、隣接施設への熱供給、下水汚泥乾燥用熱源供給



(2) これまでの検討経緯

平成11年度～17年度

- ・ 処理方式の調査・比較検討を実施し、17年度末に「ごみ焼却炉処理方式等検討委員会」で「ストーカ炉+灰溶融」に決定し、基本計画に反映

平成18年度

- ・ 実施計画策定業務に着手
- ・ プラントメーカーに対して技術提案を募集し、5社から技術提案あり

平成19年度

- ・ 庁内プロジェクトチーム等の技術精査を行い、灰溶融炉の安全性や信頼性が担保されていないとの分析結果から、処理方式を「ストーカ炉のみ」に変更し、「検討委員会」で変更が了承
- ・ 再度メーカーより技術提案を募集し、比較検討の上、最終の発注仕様書を作成中
- ・ 環境影響評価書の作成及び縦覧

平成20年度予定

- ・ 新工場建設事務所を設置し、建設工事に着手

2 現行埋立場の延命化対策と次期埋立場整備計画について

(1) 産業廃棄物の段階的搬入規制とその延命効果

平成18年10月から、産業廃棄物7品目のうち、「紙くず」及び「繊維くず」について、搬入を禁止。

平成20年1月から、「木くず」及び「ガラス・陶磁器くずの一部である廃石膏ボード」について搬入を禁止。

産廃の段階的搬入規制の実施及びこれまで実施してきた「ごみ資源化対策」や「ごみ減量化対策」により、予想を上回る延命化が図られる見込。

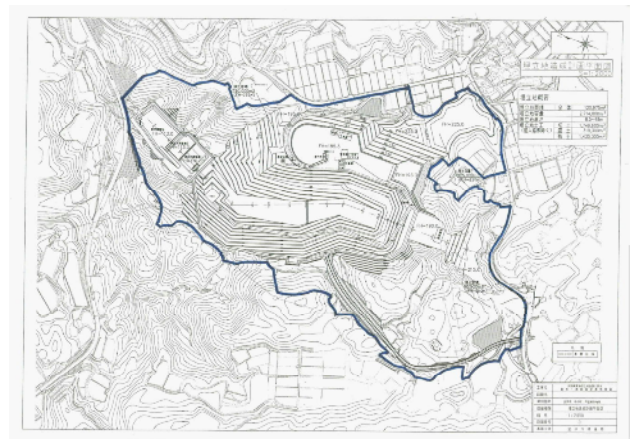
区 分	年間搬入量	埋立完了見込み
H17年度末 ↓	約150,000m ³ ↓	H24年度末(注1) ↓
H19年度末	約 63,000m ³ (H20年度以降)	H33年度末

注1 併用期間を考慮すると、平成26年度末までの2年間の延命化が必要

(2) 次期埋立場整備計画の変更

次期埋立場の概要(基本計画)

建設予定地 戸室新保、中山町地内
 埋立面積 約 121,000m²
 埋立容量 約 2,700,000m³
 主要構造物 貯留構造物、遮水シート、
 雨水・地下水集排水施設、
 搬入管理施設など
 埋立ごみ 不燃物、焼却灰、汚泥
 埋立方法 サンドイッチ方式
 (ごみ3m+覆土50cm)



次期埋立場整備計画の変更

これまで現行埋立場は、平成24年度末に埋立完了見込みであったことから、次期埋立場の供用開始時期を平成25年度としてきたが、ごみ搬入量の減少に伴い、建設計画を変更する予定。

	当初計画	変更計画
建設工事	平成21～24年度	平成21～29年度
供用開始	平成25年度	平成30年度

20年度事業概要

基本・実施設計、測量・地質調査(地滑り危険箇所など)

環境影響評価、希少猛禽類の生態調査 など